新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業の概要

〇目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や 障害者施設において陽性者が発生している場合に、施設からの申込により早期に検査を行うイベントベースサーベイランス事業を 実施する。

〇実施期間

令和5年10月1日~令和6年3月31日(申込期限:令和6年3月15日迄)

〇対象施設

県内の高齢者施設、障害者施設

〇検査基準

対象施設において、職員または利用者から新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合であって、かつ感染者が、感染可能期間内にその他の施設職員または利用者等と濃厚接触があるなど、施設内に感染が疑われる者が複数いる場合を検査基準とする(※実施要綱参照)。 なお、県が別途通知する場合においては、ユニットやフロア単位で1人以上の風邪様症状者(陽性者を含む)を確認した場合を検査指標とする(10月1日以降は、当面の間、検査基準を通常の指標とします。)。

〇検査の対象範囲

陽性者を確認した場合に、当該陽性者が属するフロアやユニットの従事者および利用者を検査の対象範囲とする。

〇検査の流れ

- ①風邪様症状者の 情報収集
- ② 検査準備、調整
- ③ 検体採取
- ④ 検体提出、検査
- ⑤ 結果報告
- (⑥ 医師の診療・診断)※結果陽性の場合







検体採取容器 の搬入



検体の提出





施設の職員また利用者から新型コロナウイルス感染症患者が発生し、上記の検査基準に該当する場合は、施設からEBS検査総合窓口に検査申し込みを行う

EBS検査総合窓口が、民間 検査機関および受検施設と 日程調整等を行い、検体採 取容器の搬送、採取方法の 説明等を行う 各施設で、対象者のだ液 を採取し、検査機関に提出(EBS検査総合窓口 が取りに行き、民間検査 機関に搬入する) 県が委託する民間検査機 関においてPCR検査を 実施し、結果をEBS検 査総合窓口に報告する EBS検査総合窓口から、 各施設に対して結果報告 を行う 陽性と判明した方は、医師 の診療、診断を受ける